

自治基本条例制定済自治体における経過概要

資料 1

※条例案策定するも中断した自治体

	制定済み（左から制定順）							条例案否決	議案撤回
	清瀬市	多摩市	三鷹市	国分寺市	小平市	調布市	東村山市	町田市	武蔵村山市
条例制定のきっかけ	総合計画での位置付け	市長の選挙公約	市民から提案があった	市長の選挙公約	市長の選挙公約	基本計画での位置付け	実施計画での位置付け	政策法務ワーキングチームによる研究	総合計画に位置付け
条例制定に向け市において先ず着手した事務	①策定委員会設置 ②ワークショップ開催 ③職員の意見聴取	職員プロジェクトチームと市民ワークショップのメンバーを募集し、合同会議を開催	条例の制定を主要課題とした第3次基本計画を策定	①検討委員会設置 ②市民検討会設置	自治基本条例制定基本方針を策定	市民懇談会からの提言報告書を公表し市民意見を募集	①他市の事例を調査・検討 ②ワークショップで情報提供 ③手続条例を制定 ④庁内研修の開催 ⑤市民講演会開催	職員有志によるワーキングチームにて調査研究	策定検討委員会（庁内組織）設置
着手時期	H13.08	H12.11.08	H12.10	H14.07	H18.03	H18.07	H16.03	H15.04	H18.03
条例案の議会への上程時期	H14.09	H15.12	H17.06	H19.06	H20.06	H24.11	H25.12	H22.12	H22.02
条例制定年月日	H14.09.27	H16.03.31	H17.10.01	H20.12.02	H21.12.21	H24.12.18	H25.12.27	否決議会 H22.12議会	撤回議会 H22.06議会
条例施行年月日	H15.04.01	H16.08.01	H18.04.01	H21.04.01	H21.12.22	H25.04.01	上記より7月以内	—	—
着手後制定までの年月	1年2か月	3年5か月	5年	6年6か月	3年10か月	6年5か月	9年9か月	7年8か月	3年11か月